

## 第69回大阪市ヘイトスピーチ審査会 議事要旨

1 日時 令和2年10月7日(水) 午前9時30分～正午

2 場所 市役所本庁舎 屋上(P1)階会議室

3 出席者

(1) 大阪市ヘイトスピーチ審査会委員

矢倉会長、中井委員(ウェブ会議により出席)、島村委員、曾我部委員(ウェブ会議により出席)、岡田委員

(2) 大阪市職員

馬場市民局長、田丸市民局理事、福岡市民局ダイバーシティ推進室長、森市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長、宮之前市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長代理、高橋市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長代理

4 議題

継続案件の調査審議

5 議事

非公開で行った。

議題 継続案件の調査審議

○継続案件のうち4件について、調査審議を行った。

○4件のうち2件については、次回以降引き続き審議することとした。

○案件番号「平28-16」に係る3つの表現活動(以下「本件表現活動1」、「本件表現活動2」及び「本件表現活動3」という。)は、いずれも条例第5条第1項各号に掲げる表現活動に該当するとともに、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチに該当するのでその旨を答申することを決定し、答申内容の細部については、会長に一任することとした。

・本件表現活動1及び本件表現活動2は、いずれも条例第5条第1項第1号に該当し、本件表現活動3は条例第5条第1項第2号イに該当する。

・本件表現活動1、本件表現活動2及び本件表現活動3はともに、条例第2条第1項第1号ア、イ及びウのいずれにも該当し、同項第2号アに該当するとともに、同項第3号に該当する。

○案件番号「令元-職2」について、次のとおり、条例第5条第1項第1号に掲げる表現活動に該当するが、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチには該当しないので、その旨を答申することを決定し、答申内容の細部については会長に一任することとした。

・本件表現活動は、条例第5条第1項第1号に掲げる表現活動に該当する。

・条例第2条第1項第1号ア、イ又はウのいずれにも該当しない。

・条例第2条第1項第2号ア又はイのいずれにも該当しない。

・なお、本件表現活動の内容を踏まえ、大阪市におかれては、国外を発生源として問題になった人種・民族に係る人権問題のうち主要なものについても市民の知識をより一層涵養するなど、条例第3条に基づく、ヘイトスピーチを許さない旨の啓発活動をより強く推進し、一人ひとりの市民の理解や行動を通じて、国際人権都市大阪を実現できるよう留意されたい旨の意見を付すこととした。

以上